報道資料

令和6年7月2日

県土マネジメント部 道路建設課 事業第一係 主 幹 井 上 (内4146) 係 長 上 田 (内4147) TEL 0742-27-7498 (直通)

「奈良県無電柱化推進計画(案)」への意見募集について

奈良県におきましては、「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第112号)第8条に基づいて、令和元年10月に、「奈良県無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化の推進を図ってきましたが、このたび計画年度の5年を終えることから、国の計画等を踏まえてこれを改定いたします。

つきましては、本計画の案に対し、広く県民の皆様からご意見を募集します。頂いたご意見を参考として、奈良県無電柱化推進計画の改定を行います。

- 1. 募集期間 令和6年7月2日(火)~令和6年7月31日(水)
- 2. 公表の方法
 - (1)閲覧
 - ・県政情報センター(県庁東棟1階)
 - ・県民お役立ち情報コーナー(奈良県産業会館・吉野町中央公民館・橿原総合庁舎・ 県立図書情報館)
 - ・奈良県 県土マネジメント部 道路建設課(県庁分庁舎6階)
 - ・奈良県 県土マネジメント部 各土木事務所 (奈良・郡山・高田・中和・宇陀・吉野・ 五條)
 - •奈良国道事務所
 - (2)奈良県ホームページへの掲載
 - ・奈良県 県土マネジメント部 道路建設課ホームページに掲載 (http://www.pref.nara.jp/11806.htm)
- 3. 意見の提出方法

郵送、ファックス、メール送信フォーム(お問い合わせフォーム) 詳しくは、別紙「《概要版》『奈良県無電柱化推進計画(案)』の意見募集」をご覧下さい。

〈問い合わせ先〉

奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 事業第一係 TEL:0742-27-7498 FAX:0742-26-1360

FAX: 0742-26-1360

○ 意見募集について

ご意見は、①郵送、②ファックス、③メール送信フォームのいずれかでご提出ください。

奈良県無電柱化推進計画(案)の本編および参考資料は、奈良県ホームページ*1 でご覧いただけるほか、県政情報 センター、県民お役立ち情報コーナー*2 などで閲覧いただけます。

*1 奈良県ホームページ

https://www.pref.nara.jp/item/309345.htm#itemid309345

*2 県民お役立ち情報コーナー

·県立図書情報館(奈良市)·奈良県産業会館(大和高田市)·橿原総合庁舎(橿原市)·吉野町中央公民館(吉野郡吉野町)

- 頂いたご意見は、「奈良県無電柱化推進計画(案)」の検討目的以外の用途には利用しません。
- 取りまとめの上、ご意見の概要と考え方、本案を修正した場合はその内容について、奈良県ホームページ等において、一定期間公
- 記載をお願いする項目のうち、個人情報は、ご意見の具体的な内容についてご確認させていただく場合や、統計処理に用いるもの であって、公表はいたしません。
- また、個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「奈良県個人情報保護条例」に基づき、適切に取り 扱うとともに、上記目的以外では使用しません。

奈良県無電柱化推進計画(案)に対する意見記入欄

①【郵送の場合】

こちらの部分を切り取って、投函してください。 切手は不要です。裏面も記入してください。

-----<切り取り>-----

奈良県無電柱化推進計画(案)への意見

- ・ 該当する表題に☑ (チェック)をつけてください。
- その他事項は、()内に記載してください。

1	無電柱化	・の堆準	に関える	はまな	か七針
J	無申性化	が推進	には りん)本みじ	ᇪᄼᅲ

□ 無電柱化推進計画の期間

□ 無電柱化の推進に関する目標

□ 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

□ 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事業

□ その他

ご意見

2	[F	ΑX	の場	合]
本	ペー	ジを	そ の	まま	ŧij

送信してください。

$\Rightarrow 0742 - 26 - 1360$

※ お掛け間違いのないよう、ご注意ください。

なお、下記の項目をご一緒に記入ください。

性 男	年 □ 10歳未満 □ 40代	□ 10代 □ 20代 □ 50代 □ 60代	
住所	都道 府県	市区 町村	
氏名		話 ()	_

③【メール送信フォームの場合】

奈良県ホームページ内の意見募集専用バナー より送信できます。また、右側QRコードからも フォームにアクセスできます。



https://www.secure.pref.nara.jp/3266.html

〇 提出期間

令和6年7月2日(火)から

令和6年7月31日(水)まで必着(郵送は消印有効)

〇 お問合せ先

(受付:午前8時30分~午後5時00分(平日))

奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 事業第一係 電話 0742-27-7498

《概要版》

『奈良県無電柱化推進計画(案)』の意見募集

令和6年7月 奈良県 県土マネジメント部 道路建設課

この度、新たな「奈良県無電柱化推進計画(案)」を公表し、広く皆さまからのご意見を募集します。

今後、頂いたご意見を参考として、奈良県における無電柱化の推進に関する施策についての計画を改定します。

道路等に設置されている電柱、電線は、電力を低廉かつ迅速に提供するためには有益であるものの、災害が生じて電柱が倒壊し た場合、道路閉塞が生じ、復旧・復興作業の大きな支障となってしまいます。また、電柱が歩行者等の安全な通行の障害となる事 例や、電柱・電線が良好な景観に影響を及ぼす事例があるなどの課題も存在しています。

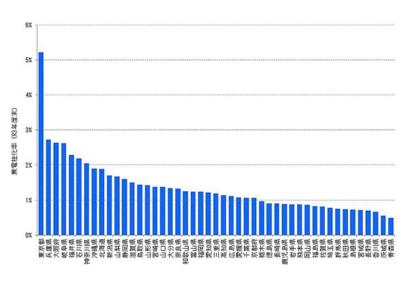
奈良県においては、「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第112号)(以下、「無電柱化法」という。)第8条に基づき、 令和元年10月に、「奈良県無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化の推進を図ってきましたが、このたび計画年度の5年を終える ことから、国の計画等を踏まえてこれを改定し、今後の奈良県の無電柱化の拠りどころとします。

■ これまでの奈良県における無電柱化の取り組みと課題

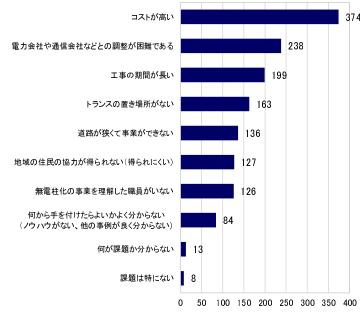
奈良県においては、昭和61年度から「電線類地中化計画」、平成11~15年度の「新電線類地中化計画」、平成16~20年 度の「無電柱化推進計画」に基づき、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から整備を行ってきました。 現在は、平成21年度からの「無電柱化に係るガイドライン」や、それ以降の無電柱化推進計画に沿って、市街地の幹線道路や、 安全で快適な通行空間の確保が必要な箇所、良好な景観・住環境の形成等に資する箇所において、無電柱化を進めています。

一方、事業開始から約38年(昭和61年度~)経過した現在にあっても、令和3年度末時点における奈良県の整備率は、全国 19番目の1%台となっています。国が実施した全国自治体アンケート調査によれば、コストが高いことや、電線事業者等との調整が 困難なこと、工事の期間が長いこと等が進まない原因の上位を占めており、更なる改善が必要となっています。

また、国は道路法を改正(R3.9施行)し、沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、届出対象区 域を設定し、区域内に電柱等の工作物を設置する際は届出を必要とし、届出に対して勧告できる「届出・勧告制度」の創設を行っ ています。奈良県おいても同制度の適用を検討していく必要があります。



都道府県別の無電柱化整備状況 (出典:国土交通省 HP)



無電柱化事業を実施するにあたっての課題 (出典:国土交诵省 HP)

安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指します。

● 無電柱化の取り組み姿勢と施策

令和3年5月に国が策定した「無電柱化推進計画」を踏まえ、取組姿勢を以下のとおり設定します。

3つの 取組姿勢 (国と整合した姿勢)

安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指す

①新設電柱を増やさない。

特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させる

- ②徹底したコスト縮減を推進し、限られらた予算で無電柱化実施延長を延ばす。
- ③事業の更なるスピードアップを図る。

① 電柱を増やさない

○無電柱化の対象道路

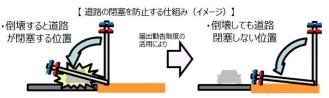
- ・前回計画に引き続き、5つの観点で整備を推進します。
- ・特に、防災の観点については、災害発生時における他府県からの応援活動を確実に受け入れることを想定し、交通拠点(高規格幹線道路のIC)と広域防災拠点までの緊急輸送道路の無電柱化を強力に推進します。

観点	対 象	目標	
①防災 (重点整備)	・緊急輸送道路(第一次、第二次) 等 ※災害発生時における他府県からの応援活動を確実 に受け入れることを想定し、交通拠点(IC)と 広域防災拠点を結ぶ区間の整備を新たに推進	<u>2 %→6 %</u> (緊急輸送道路の着手率) ※約15.5kmを追加	
②安全・円滑な 交通確保	・特定道路 ・生活関連経路 ・鉄道駅等の交通結節点 ・通学路	東業にへいて地域	
③景観形成・観光 振興	・世界遺産や歴史的・文化的風土を形成する 地域 等	事業について地域 の理解が得られ、 確実な進捗が見込	
④県と市町村との まちづくり	・県と市町村とのまちづくりを進める上で、 取り組みが必要とされる地区	まれる地区(区 間)において、無 電柱化に取り組む	
⑤面整備事業等	・面整備や大規模な開発事業にあわせて推進	J	

○届出対象区域の設定

・道路区域外の沿道民地に設置された電柱等の倒壊により、道路閉塞の危険があることから、国が示す「沿道区域における届出・勧告制度に係るガイドライン」を踏まえ、緊急輸送道路を対象に届出対象区域の指定の手続きを進めます。





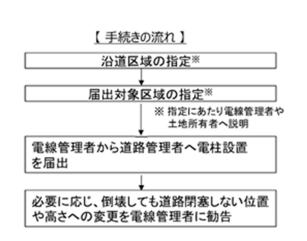


図 届出勧告制度について(出典:国土交通省 HP)

② コスト縮減

- ○無電柱化の手法(低コスト手法の活用や新工法・新技術の検討を義務づけ)
 - ・効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進します。
 - ・地中化により無電柱化を実施する場合は、地域における需要変動の見込み等に応じ、トータルコストにも留意しつつ、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法を選択します。
 - ・また、国は、さらなる低コスト手法として、地上配線工法の検討を進めており、山地における適用の可能性について調査を実施しています。県においては、今後の国の動向を見極めて、導入に向けた検討を進めていきます。

③ スピードアップ

〇発注形態の工夫と民間技術の促進

- ・現場条件に応じて引込み工事の一括施行を検討するなど、官民連携して取り組みます。
- ・財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用も検討します。
- ・電線管理者が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討します。

○事業の透明性確保(抜柱時期の明示)

・電線管理者と連携し、電柱撤去予定時期やその進捗状況を毎年ホームページで公表します。

○多様な媒体を通じた広報、啓発活動

・無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化の実施状況、効果等について、広報・啓発活動を行います。

● 無電柱化の整備事例(「防災」の観点)





奈良生駒線(大宮通り)

郵便はがき

6 3 0 8 7 9 0

料金受取人払郵便奈良中央局承認2913

差出有効期間 令和6年 7月31日まで (切手不要)

(受取人)

奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 事業第一係 「奈良県無電柱化推進計画(案)」

意見募集(パブリックコメント)担当 行

<u>իրկիկոկիկովիկուիդեդելերերերերերերերեր</u>

性別	□ 男	年 □ 10歳未満 □ 40代			□ 30代 □ 70歳以上
住所		都道 府県	市区 町村		
氏名			電話 ()	-